

2019年10月3日 全7頁

「罰則付き残業規制」で働き方は変わったのか

着実に進む長時間労働の是正。しかし未だ153~316万人が新基準に抵触の恐れ

経済調査部

シニアエコノミスト 小林 俊介

エコノミスト 鈴木 雄太郎

[要約]

- 「罰則付き残業規制」が2019年4月に施行されて以来、半年が経過した。同政策では、月間100時間以上の残業、もしくは年間960時間以上の残業が罰則の対象となっている。本稿では、規制前後で日本企業の対応がどの程度進展しているのかを確認する。
- 年度データとしては最新となる2018年度の数値を確認すると、規制対象業種において年間960時間以上の残業を行った疑いのある就業者数は316万人であった。より最新のデータとなる2019年8月のデータを用いて確認すると、153万人が月間100時間以上の残業を行っている。この153万人、ないしは316万人の長時間労働を、大企業は2019年度内に、中小企業は2020年度内に解消する必要がある。
- 長時間労働の是正に伴い、削減される労働時間の経済的インパクトを試算すると、最大で年間約11.3億時間の労働時間が圧縮されることになる。これは約60万人（総就業者数の約0.9%）の労働時間に相当する規模だ。
- 現時点で規制対応は不十分ではあるものの、長時間労働是正の機運が高まった2015年度以降、日本企業は総労働投入時間を増加させながらも、3年間で51万人の超長時間労働を解消している。その主な対策は短時間労働者の増員とワークシェアリングであり、主な対象は学生、高齢者、女性であった。しかしこうした対応にもいずれ限界が訪れる。今後同様の対策を続ける上では、シニア層（再雇用）、非労化した人材（就職氷河期世代）、外国人労働者などの取り込みが必要となりそうだ。

「罰則付き残業規制」施行開始から半年

「罰則付き残業規制」が2019年4月に施行されて以来、半年が経過した。同政策の特徴として、原則として月間45時間、年間360時間の時間外労働時間（以下、残業時間）を上限として設定していることが挙げられる（休日労働は含まない）。また、特別な事情があって労使が合意する場合でも、残業時間と休日労働は月100時間、2～6ヶ月で平均80時間が上限として設けられた。すなわち、「月間100時間の残業」もしくは「年間960時間の残業」が理論的な上限値として設定されていると言えよう。これらの上限を超える違反をした場合、罰則として6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が科される。

なお、中小企業への適用は1年後の2020年4月からとなる他、一部の事業・業務（自動車運搬の業務、建設事業、医師など）への適用は5年後の2024年4月とされている。こうした例外項目を踏まえつつ、本稿では、改正労働基準法への日本企業の対応の進捗度を確認する。

対応は不十分。316万人が新基準に抵触する恐れ

年度データとしては最新となる2018年度の数値を**図表1**で確認すると、適用が5年後となる前述の事業・業務を除いて、月間就業時間が平均221時間（残業時間はおよそ月間60時間＝年間720時間）以上となった就業者（以下では長時間労働者、と呼ぶ）は、526万人であった。月間就業時間が平均241時間（残業時間はおよそ月間80時間＝年間960時間）以上となった就業者（以下では超長時間労働者、と呼ぶ）は、316万人であった。

図表1：月間就業時間別の労働者数（2018年度平均）

月間就業時間	221-240	241-260	261-280	281-	長時間労働者数	超長時間労働者数	単月規制抵触者数
産業計	289	173	97	168	727	438	265
規制対象業種計	210	125	70	121	526	316	191
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	32	19	9	15	75	43	24
製造業	49	24	12	14	99	50	26
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	1	2	1	1
情報通信業	9	4	3	4	20	11	7
運輸業、郵便業	28	19	12	22	81	53	34
卸売業、小売業	45	27	16	26	114	69	42
金融業、保険業	6	3	2	1	12	6	3
不動産業、物品賃貸業	5	3	1	3	12	7	4
学術研究、専門・技術サービス業	10	6	4	7	27	17	11
宿泊業、飲食サービス業	16	14	7	19	56	40	26
生活関連サービス業、娯楽業	12	8	4	6	30	18	10
教育、学習支援業	15	11	7	13	46	31	20
医療、福祉	19	10	6	10	45	26	16
複合サービス事業	2	1	1	0	4	2	1
サービス業（他に分類されないもの）	15	8	5	7	35	20	12
公務（他に分類されるものを除く）	10	6	4	6	26	16	10
分類不能の産業	4	2	1	3	10	6	4

（注1）産業計は農林水産業の就業者を含んだ数値であるため、記載された業種の合計とは一致しない。

（注2）単位は万人

（出所）総務省統計より大和総研作成

未だに 153 万人の就業者が 100 時間以上残業で規制抵触

より最新のデータとなる 2019 年 8 月のデータを用いて確認すると、適用が 5 年後となる前述の事業・業務を除いて、月間就業時間が平均 261 時間（残業時間はおよそ月間 100 時間）以上と、単月で新規制の定める基準を超過する就業者（以下では単月規制抵触者、と呼ぶ）の人数は、153 万人であった（**図表 2**）。

なお、これらの数値は中小企業も含めた、全規模ベースのデータである。従って、上述した長時間労働を行っている者が 2019 年 4 月に施行された改正労働基準法の対象企業に勤めている者か、2020 年 4 月以降に対象となる企業に勤めている者かは判別できない。しかし、2020 年度以降は大企業も中小企業も関係なく長時間労働の是正を求められることになる以上、上述した超長時間労働者数 316 万人、単月規制抵触者数 153 万人という数字の持つ意味は重い。

図表 2：月間就業時間別の労働者数（2019 年 8 月）

月間就業時間	221-240□	241-260	261-280	281-	長時間労働者数	超長時間労働者数	単月規制抵触者数
産業計	224	135	74	136	569	345	210
規制対象業種計	157	98	53	100	408	251	153
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	23	14	7	10	54	31	17
製造業	32	15	6	9	62	30	15
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	1	1	1	1
情報通信業	6	4	2	3	15	9	5
運輸業、郵便業	25	13	8	17	63	38	25
卸売業、小売業	35	20	10	24	89	54	34
金融業、保険業	4	2	0	1	7	3	1
不動産業、物品賃貸業	4	2	1	1	8	4	2
学術研究、専門・技術サービス業	7	5	3	5	20	13	8
宿泊業、飲食サービス業	17	8	8	17	50	33	25
生活関連サービス業、娯楽業	14	11	4	9	38	24	13
教育、学習支援業	6	7	5	6	24	18	11
医療、福祉	19	10	6	9	44	25	15
複合サービス事業	2	0	0	1	3	1	1
サービス業（他に分類されないもの）	11	7	4	5	27	16	9
公務（他に分類されるものを除く）	8	6	3	5	22	14	8
分類不能の産業	2	2	1	3	8	6	4

（注1）産業計は農林水産業の就業者を含んだ数値であるため、記載された業種の合計とは一致しない。

（注2）単位は万人

（出所）総務省統計より大和総研作成

残り 1-2 年で 11.3 億時間の残業削減が必要に。労働投入と所得は 0.9%減少も

一定の仮定¹を置いて、前述した超長時間労働者 316 万人が残業時間を法定の年間 960 時間に圧縮した場合のインパクトを計算すると、年間約 11.3 億時間の労働時間が圧縮されることになる。就業者一人当たりの年間平均労働時間は 2018 年度実績で 1,894 時間であったから、約 11.3 億時間は約 60 万人の労働時間に相当することになる。これは総就業者数の約 0.9%に相当する規模だ（**図表 3**）。

¹ 月間就業時間が 241-260 時間の就業者の平均残業時間は 90 時間（圧縮が必要な残業時間は 10 時間）、261-280 時間であれば 110 時間（30 時間）、281 時間以上であれば 130 時間（50 時間）と仮定を置いて計算した。

より早急に対処が必要となる単月規制抵触者 153 万人についても同様に一定の仮定²を置いて、月間残業時間を法定の 100 時間に圧縮した場合のインパクトを計算すると、年間約 4.2 億時間の労働時間が圧縮されることになる。これは総就業者数の約 0.2%に相当する。労働者換算では約 22 万人の労働時間に相当する規模だ。

図表 3：残業規制の経済的影響試算

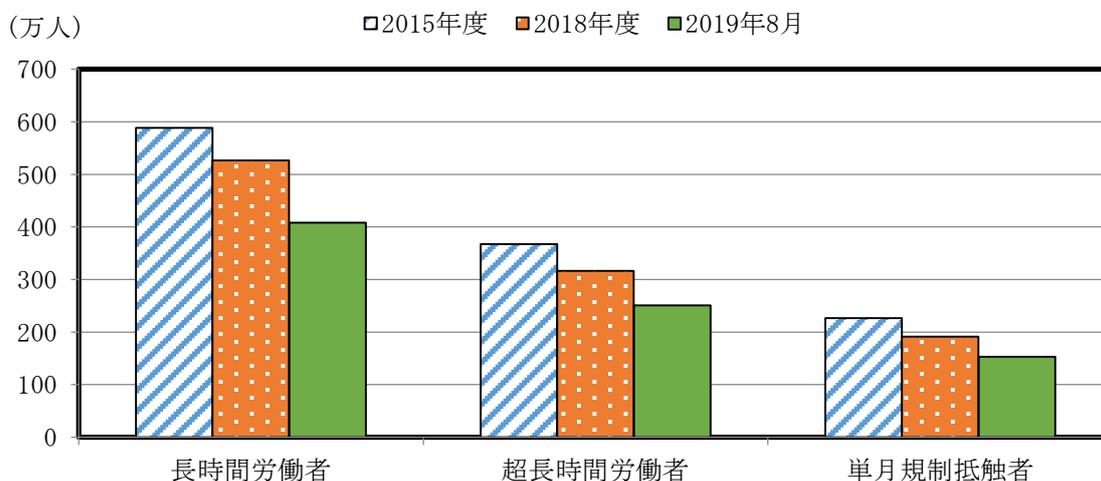
	労働者数	削減される 年間労働時間	削減される 労働投入／所得
年間720時間以上残業	316万人	11.3億時間	0.9%
月間100時間以上残業	153万人	4.2億時間	0.2%

(出所) 総務省統計より大和総研作成

3年前に比べれば長時間労働者▲62万人、超長時間労働者▲51万人、単月規制抵触者▲35万人

さて、新基準に向けた日本企業の対応が未だ大幅に必要とされることは前述した通りである。しかし、企業の取り組み等により過去に比べれば長時間労働者が減少していることもまた、事実である。長時間労働是正の機運が高まった 2015 年度の数値を改めて確認すると、適用が 5 年後となる前述の事業・業務を除いて、長時間労働者は 588 万人、超長時間労働者は 367 万人、単月規制抵触者は 226 万人であった(図表 4)。3 年間でそれぞれ 62 万人、51 万人、35 万人減少している。

図表 4：長時間労働者数の推移



(注) 長時間労働者は月間就業時間が平均221時間以上、超長期労働者は平均241時間以上の労働者を指す。

(出所) 総務省統計より大和総研作成

² 月間就業時間が 261-280 時間の就業者の平均残業時間は 110 時間 (圧縮が必要な残業時間は 10 時間)、281 時間以上であれば 130 時間 (30 時間) と仮定を置いて計算した。

もちろん、未だに多くの就業者が長時間労働を行っていることは事実だ。それでも、年間約20万人の長時間労働者が減少していることは大きな社会現象と言える。

なお、最新の月次データとなる2019年8月のデータで確認すると、長時間労働者は408万人、超長時間労働者は251万人、単月規制抵触者は153万人となっている。雇用には強い季節性があるため単純比較はできないが、2018年度平均と比べてそれぞれ118万人、65万人、38万人の減少が見られたことは、長時間労働の是正が急速に進展していることの証左であろう。

短時間就業者の増加とワークシェアリングで対応する日本企業

では、こうした労働時間の減少に対して、日本企業はどのように対処したのだろうか。選択肢は①業容縮小、②人員補充、③ワークシェアリングの三つとなる。このうち①は、個社では多々あったことと推察するが、少なくともマクロベースでは当てはまらない。図表5に示した通り、日本全体の総労働時間は3年間で月平均2.1億時間（101.1億時間⇒103.2億時間）、年間25.2億時間、増加している。規制対象業種で同様の計算を行っても、総労働時間は3年間で月平均1.7億時間（74.4億時間⇒76.1億時間）、年間20.5億時間、増加している。

では如何にして日本企業は労働投入時間を確保・拡大したのだろうか。それが②人員補充と③ワークシェアリングである。次項図表6を確認すると、明確に三つのカテゴリーで就業者数が大幅に増加している。

図表5：日本の就労状況（2018年度、2015年度、変化幅）

	2018年度			2015年度			変化幅		
	総就業者数	平均月間就業時間	総労働時間(億時間)	総就業者数	平均月間就業時間	総労働時間(億時間)	総就業者数	平均月間就業時間	総労働時間(億時間)
産業計	6,538	158	103.2	6,250	162	101.1	288	-3.9	2.1
規制対象業種計	4,887	156	76.1	4,653	160	74.4	234	-4.2	1.7
鉱業、採石業、砂利採取業	2	175	0.0	2	174	0.0	0	0.7	0.0
建設業	488	176	8.6	488	179	8.7	0	-2.6	-0.1
製造業	1,045	170	17.8	1,022	171	17.5	23	-1.1	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	27	165	0.4	28	166	0.5	-1	-1.4	-0.0
情報通信業	219	171	3.7	204	177	3.6	15	-5.7	0.1
運輸業、郵便業	336	184	6.2	329	188	6.2	7	-3.3	0.0
卸売業、小売業	1,051	152	16.0	1,038	158	16.4	13	-5.2	-0.3
金融業、保険業	161	165	2.6	154	166	2.6	7	-1.1	0.1
不動産業、物品賃貸業	126	145	1.8	119	150	1.8	7	-4.2	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	233	163	3.8	213	168	3.6	20	-4.8	0.2
宿泊業、飲食サービス業	405	135	5.5	378	144	5.4	27	-8.9	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	232	147	3.4	227	156	3.5	5	-9.1	-0.1
教育、学習支援業	315	151	4.7	298	152	4.5	17	-1.8	0.2
医療、福祉	827	148	12.3	780	151	11.8	47	-2.5	0.5
複合サービス事業	55	163	0.9	59	167	1.0	-4	-3.9	-0.1
サービス業（他に分類されないもの）	438	145	6.3	399	148	5.9	39	-3.6	0.4
公務（他に分類されるものを除く）	236	170	4.0	226	171	3.9	10	-1.8	0.1
分類不能の産業	123	146	1.8	68	153	1.0	55	-7.1	0.8

(注1) 産業計は農林水産業の就業者を含んだ数値であるため、記載された業種の合計とは一致しない。

(注2) 労働者数の単位は全て万人

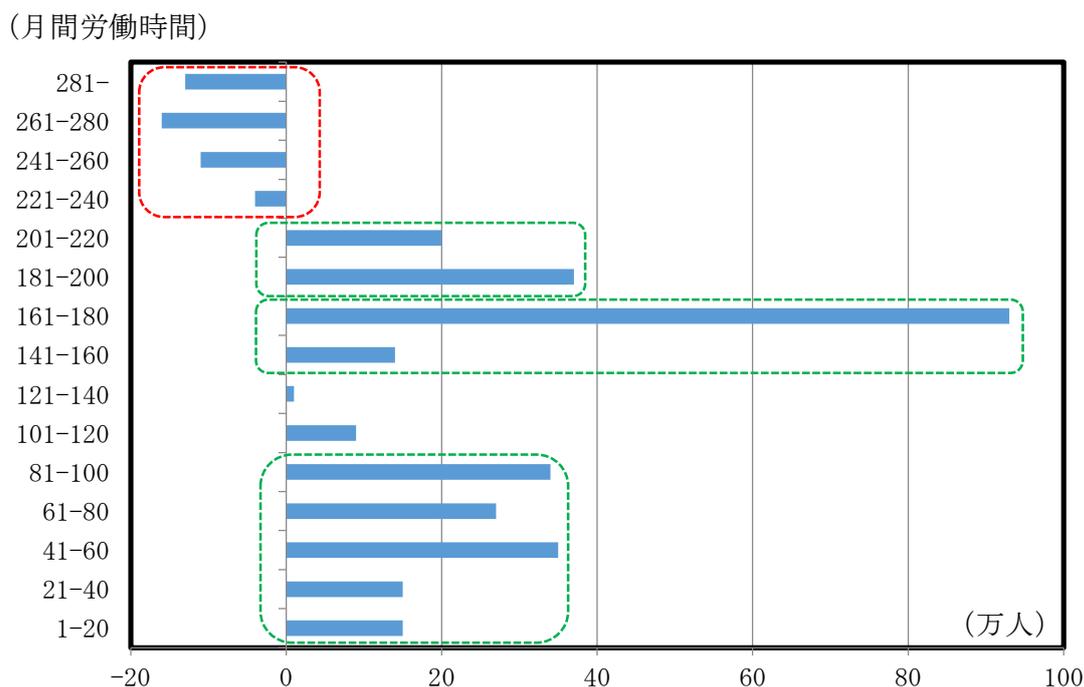
(出所) 総務省統計より大和総研作成

第一に、月間労働時間が181-220時間となった就業者は3年間で57万人、増加した（適用が5年後となる前述の事業・業務を除く）。これはかつての長時間労働者が残業を削減した結果とみられる。第二が、月間就労時間が141-180時間の、「ほぼ残業のない正社員」とみられる就業者数も107万人増加している。第三に、月間労働時間が100時間に満たない、言わば「短時間労働者」は3年間で126万人、増加した。

これらの傾向は、大和総研レポート「大局的視座から探る労働市場展望 フィリップスカーブの有効性は本当に崩れてしまったのか？」³でも指摘した通り、「ほぼ残業のない正社員」は主に女性を中心とした「非正規社員の正規化」、「短時間労働者」は「若年層・高齢者の短期雇用での取り込み」を背景としたものとみられる。

しかし、こうした対応にもいずれ限界が訪れる。生産年齢人口が減少する中、規制強化により追加的に約11.3億時間の長時間労働削減を余儀なくされる中、日本企業は次なる対策に踏み切る必要性に直面しつつある。その中において雇用拡大の対象となるのは、上述した短期労働者および女性のみではなく、シニア層（再雇用）、非労化した人材（就職氷河期世代）、外国人労働者などに広がってくる公算が大きい。

図表6：月間労働時間別に見た就労人数の増減（2015年度→2018年度）



(出所) 総務省統計より大和総研作成

³ 小林俊介・廣野洋太「大局的視座から探る労働市場展望 フィリップスカーブの有効性は本当に崩れてしまったのか？」（大和総研レポート、2018年7月20日）。

補論：「サービス残業」は減少が続くが、未だに月平均 16.2 時間行われている可能性

規制に対して「名ばかり管理職」の量産や「サービス残業」の増加といった別の違法行為で対応するという企業も出現する可能性もゼロではない。そこで念のためサービス残業の動向も確認しておこう⁴。図表 7 に示す通り、日本企業におけるサービス残業時間は月平均 16.2 時間程度存在していると試算される。

もちろんサービス残業は明確な違法行為であり、長時間労働と同様に是正されなければならないものだ。ただし過去と比較すれば、同数値は 2015 年度には 17.2 時間であり、3 年間で 0.9 時間程度、全産業ベースで減少している。同傾向は 2000 年代前半から始まっているが、その流れは大きく変わってはいないようだ。

すなわち、前述したような、規制に対して「名ばかり管理職」の量産や「サービス残業」の増加で対応する動きが強まっているという事実は、マクロ統計からは確認されない。従って、日本企業が新規制に誠実に対応し、既に顕在化している人手不足の問題がさらに深刻化すると、労働投入量の「供給制約」を通じて日本経済の潜在成長力が押し下げられる可能性が懸念されるということになる。だからこそ日本企業は一層、人手不足に対して迅速で踏み込んだ対応を迫られることになる。

図表 7：業種別の月間サービス残業時間の推移（平均、単位：時間）

月間サービス残業時間	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	変化幅(2015年度 →2018年度)
総数	17.2	17.2	16.8	16.2	-0.9
鉱業、採石業、砂利採取業	6.4	9.6	11.3	11.7	5.3
建設業	7.3	5.9	5.9	6.2	-1.1
製造業	8.0	8.7	8.0	7.2	-0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	9.4	10.2	11.6	9.4	0.0
情報通信業	13.7	13.7	15.2	15.4	1.7
運輸業、郵便業	16.1	14.5	13.4	15.7	-0.4
卸売業、小売業	20.6	20.6	20.1	18.8	-1.9
金融業、保険業	17.5	19.2	19.8	17.3	-0.2
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	12.6	12.5	9.6	7.0	-5.6
宿泊業、飲食サービス業	40.8	38.9	38.2	37.2	-3.6
生活関連サービス業、娯楽業	19.9	21.4	19.0	18.9	-1.0
教育、学習支援業	26.3	27.8	25.7	24.2	-2.0
医療、福祉	15.0	14.9	14.1	14.2	-0.8
複合サービス事業	15.8	14.9	14.9	12.3	-3.5
サービス業(他に分類されないもの)	3.5	2.3	3.7	2.8	-0.7

(出所) 厚生労働省、総務省より大和総研作成

⁴ 試算方法は下記レポートを参照。小林俊介「[日本経済見通し：2018年3月『春闘・賃上げで消費拡大』シナリオの総括的検証](#)」(大和総研レポート、2018年3月23日)